

運行管理者に逮捕状 過密勤務の疑い

休みは、今年1月5日から事故を起こした3月17日までに3日
事故前1カ月の拘束時間は、上限の320時間を約100時間上回っていた

2016年8月13日(土)7時30分

東広島市の山陽自動車道「八本松トンネル」で今年3月、2人が死亡し多数が負傷した多重衝突事故で、最初に追突したとして起訴されたトラック運転手に過労運転をさせた疑いが強まったとして、広島県警が道交法違反（過労運転の下命）容疑で、勤務先の運送会社の運行管理者の男の逮捕状を取ったことが、捜査関係者への取材で分かった。

この事故では、トラック運転手の男性被告（33）が自動車運転処罰法違反（過失致死傷）のほか、過労で正常な運転ができない状態だったとして道交法（過労運転の禁止）違反の罪でも起訴された。

被告は公判で起訴内容を認め「インフルエンザでも休ませてもらえない同僚がいて、自分だけ休みがほしいと会社に言いづらかった」と明かしていた。

捜査関係者によると、運行管理者は今年1月以降、被告に過密な勤務を課し、事故を起こさせた疑いが持たれている。

県警が運転日報を分析するなどした結果、被告の休みは今年1月5日から事故を起こした3月17日までに3日しかなく、事故前1カ月の拘束時間は国が定める上限の320時間を約100時間上回っていたことが判明していた。

この事故で被告は居眠りをし時速約80キロで渋滞停車中の車に衝突。トンネル内で火災が発生し、黒煙がたちこめる中、多くの人が車を置いて避難し、約70人が救急搬送された。